せるために町民説明会やパブリックコメントを実施し、内容の更なる精査に努け検討を行ってまいりました。今年度は、町民の皆様のご意見を条文に反映さ策定体制である自治基本条例策定委員会等において、自治基本条例の制定に向野木町では平成26年度より、町民会議であるまちづくり推進会議の他、庁内

めてまいりました。

説(抜粋)についてご紹介いたします。本条例」が制定されましたので、町民の皆様に特に関わりの深い条文とその解本条例」が制定されましたので、町民の皆様に特に関わりの深い条文とその解本条例、この条例案について12月議会において審議、可決され、「野木町自治基

そもそも自治とは?

入れていくことといえます。 動していく姿をまちづくりに取り り、自治とはそんな気持ちで町民 してとらえ関わることが大切であ ないでしょうか。まちづくりを「他 知恵や力を出し合っていたのでは ちでよくしよう、 みると、自分たちのまちを自分た 会や行政に一定の機能があります 人ごと」ではなく「自分ごと」と 人ひとりが自ら責任をもって行 現在、 昔の地域社会をイメージして 自治のしくみとして、 守っていこうと

自治基本条例抜粋

とを目的としています。

主自律のまちづくりを実現するこ

として位置づけており、

協働と自

民主体のまちづくりを支えるもの

定したものです。

野木町では、

町

づくりの基本理念や基本原則、

議会、行政の役割や責務を規

定めたもので、一般的には、

まち ルを

町

まちづくりの基本的なルー

自治基本条例ってなに?

下記の条例は、町民の皆様に関わりの深い条文を中心に掲載しています。

	の未例は、町氏の自体に関わりの赤い未文を	
章	条 文	解説(抜粋)
第1章 総則	(目的) 第1条 この条例は、本町における自治の基本理念を明らかにするものであり、町民、議会及び町の役割と 責務を定めることにより、町民が主役のまちづくりの 実現を図ることを目的とする。	・この条例は、自治の基本理念を明らかにするものであり、次世代に永続的に受け継がれていくものです。 ・町民、議会及び町の役割と責務を定め、協働によるまちづくりを推進することで、町民が主役のまちづくりを実現することを目的としています。
	(位置付け) 第2条 この条例は、本町における自治の最も基本となる規範であり、最大限尊重されるものである。 2 町は、条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨に基づき整合性を図らなければならない。	・持続可能な町を目指していくうえで、町民、議会及び町が協力していくための自治運営の旗印となる条例が求められます。そのため、この条例を「町民が主役のまちづくり」の中心にある自治の最も基本となる規範とし、最大限尊重されるものとして位置付けています。
	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)住民 地方自治法(昭和 22年法律第 67号) 第 10条 に規定する者をいう。 (2)町民 次のいずれかに該当する者をいう。 7 前号に規定する住民	・町の振興や発展のためには、住民だけではなく、本町に関わる多くの人々の力を結集して、まちづくりや町政に参画することが重要です。そのため、本条ではこの条例で使われる用語を定義しています。
	イ町内に勤務している者又は学んでいる者 り 町内の事業者又は活動する法人及びその他の団体 (以下「事業者等」という。) (3)議会 議会及び議員をいう。 (4)町 町長及び町の執行機関をいう。 (5)協働 町民、議会及び町がそれぞれに果たす責任 と役割を認識し、対等な立場で相互に補完、協力する ことをいう。 (6)参画 町民が町の立案、実施、評価及び見直しの 各段階における意思形成に関わることをいう。	
	(基本理念) 第4条 町における自治の基本理念は、次のとおりとする。 (1)人間性の尊重 すべての町民が平等で、人間性を尊重したまちづくりを行うこと。 (2)自然との共生 自然と暮らしが調和した、憩いとやすらぎのあるまちづくりを行うこと。 (3)多様な主体による協働 多様な主体が、ともに支え合い、助け合い、協力し合うまちづくりを行うこと。 (4)地域力の育成 地域の特性を活かし、地域力を高めるまちづくりを行うこと。 (5)自主自律の精神 自らがまちづくりを行うこと。	・基本理念は、自治の基本的な考えを 示すとともに、まちづくり全体の基本 理念となるものです。
	(基本原則) 第5条 次に掲げる事項をまちづくりの基本原則とする。 (1)協働の原則 (2)参画の原則 (3)情報共有の原則	・まちづくりの基本原則として、3つ の原則を規定しています。

キラリインフォメーション

一本条例の全文及び

議会及び町は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

び住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項は、事案ごとに

前各項に定めるもののほか、住民投票に参加できる者の資格及

ます。 解説は今後町ホームページにおい ※野木町自治基 行されます。)

ながら、関味・関 めに、一人ひとりがまちづくりにうるおいのあるまち」の実現のた を目指して積極的に関わっていき に掲げている「水と緑と人の和で 「町の将来像として町の総合計I 大まかにいうと、 ようという内容の条例になり 関心を持ち、 (平成29年 町民が主役のまちづくり 4月1日から施 私たちが 責任感を抱き

どんな内容なの?

計目

ルとなるのが自治基本条例です。 識の下でまちづくりを行うことが すべての立場の などの社会情勢の変化にともなっ 大切となります。 ルールとして、 化」「少子高齢 これからのまちづくりの基本 進展」 町民、議 そのためのルー と人口 議会、 「価値観の多 、共通の認議会、行政 減 少

章	条 文	解説(抜粋)	
第2章町民	(町民の責務) 第7条 町民は、次に掲げる責務を有するものとする。 (1)自らの発言及び行動に責任を持つこと。 (2)地域社会の発展に貢献するよう努めること。 (3)まちづくりに関する活動や行事に参画するよう努めること。 (4)地域における見守りや美化などに協力し、地域で助け合うよう努めること。	・本条は町民の責務について、4つの責務を規定しています。 これら責務は、町民に対して義務を課しているのではなく、町 民が主体的に果たすべき役割を意味するものです。	
	(事業者等の権利及び責務) 第8条 事業者等は、町民や町とともに、まちづくりに関する活動や行事に参画し、貢献するよう努める。	・事業者等も町民に含まれ、町民としての権利及び責務を有することを規定しています。	
	(子どもの参画) 第9条 町民、議会及び町は、子どもがそれぞれの年齢等に応じてまちづくりに参画する機会を積極的につくり、その意見を尊重するものとする。 2 町民、議会及び町は、子どもが安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努める。	・本条は、町民、議会及び町が、子どもがまちづくりに参画するための諸問題を解決しながら、積極的にまちづくりへの参画機会を設け、将来のまちづくりを考えるにあたって、子どもの意見を尊重することを規定します。	
	(地域自治組織) 第 10条 町民は、互いに協力し合い、身近な地域の課題を解決していくとともに、自主的な地域の自治活動に積極的に参加し、その活動を守り育てるよう努める。	・ここで規定される地域自治組織とは、区、自治会、班といったの地縁団体のことです。 ・町民は、地域の課題の解決に向けて互いに連携・協力し合うとともに、地域活動に積極的・主体的に参加し、その活動を守り育てるよう努めることとしています。	
	(町民活動への支援) 第 11 条 町は、町民が行う自発的、公益的な町民活動を尊重し、 その活動促進のための支援に努める。	・町は、町民が多様な発想に基づき自主的・自発的・継続的に 行う公共的・公益的活動に対し、支援に努めることとしています。	
第3章議会	(議会の役割と責務) 第 12 条 議会は、野木町議会基本条例(平成 26 年野木町条例第 36 号)に基づき、議事機関として町政に係る意思決定を行うとともに、町政運営状況の監視及び評価や政策立案等を行うものとする。 2 議会は、住民の代表として、広く町民の意見を聴取し、また議会活動に関する情報の公開・発信を積極的に行い、公正かつ開かれた議会運営を行うものとする。	・本条は、議会の役割と責務について規定しています。	
第 4	(町長の責務) 第 13 条 町長は、町民の安全・安心な暮らしの実現を第一とし、 持続可能な町政運営を行うこと。	・町長は、町民の安全・安心な暮らしの実現を第一に考えます。 また、町を統轄する立場としてリーダーシップを発揮し、永続 性のある町政運営を行うことを規定しています。	
章町	(職員の責務) 第 14 条 本町の職員は、町民の視点に立ち、町民の思いを理解し、 公正かつ誠実な職務を遂行しなければならない。	・本町の職員は、町民の視点に立ち、町民の思い・気持ちを理解し、 町民に寄り添う心をもって、公正かつ誠実な職務遂行が必要な ことを規定しています。	
第6章 町政への参画	(意見公募手続) 第 17 条 町は、町政に係る基本的な計画等を定めようとするとき は、あらかじめ、その案を公表し、広く町民等の意見を求めなけれ ばならない。	・本条は、町民が町政に参加する手続きとして、意見公募手続き (パブリックコメント) 制度について規定しています。	
	(住民投票) 第 18 条 選挙権を有する住民は、町民生活にとって重大な影響を 及ぼすと考えられる事項に関し、地方自治法の定めるところにより、 その代表者から町長に対し、住民投票を求める条例の制定を請求す ることができる。 2 町長は、前項に定めるもののほか、町政に係る重要事項につい て、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することがで きる。	・本条は、住民投票に関する基本的な考え方について定めています。住民投票は、自治体の重要な問題について住民による直接投票を行うことです。住民投票制度は、住民の利害に関連をもつ町政運営上の事項について、直接、住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制民主主義を補完し、	

住民の意思を把握するための制度です。

4

別に条例で定める。